（別紙）

１　協定書第1条第2項に定める連絡を要する場合の具体的事例は、次のとおりとする。

　（１）配達箇所に配達物等がおおむね３日分たまっている。

　（２）おおむね３日間にわたり人の気配がない。

　（３）異変、異常がみられた場合。

２　協定書第1条第2項に定める甲の指定する機関は次の３ヶ所とし、情報の連絡に係る優先順位に従いいずれか１ヶ所に連絡すれば足りるものとする。ただし、夜間・休日は、優先順位の３（役場当直）へ連絡するものとする。

優先順位及び甲の指定する機関

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 優先順位 | 甲の指定する機関 | 電話番号 |
| １ | 小野町役場　健康福祉課 | ０２４７（７２）６９３４ |
| ２ | 小野町地域包括支援センター | ０２４７（７２）２１２８ |
| ３ | 小野町役場　当直 | ０２４７（７２）２１１１ |